

根占都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について、都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望し、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また、具体的な都市計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから、根占都市計画区域においては、「緑輝く雄川とともに、いきいきと人が暮らし、賑わいと魅力あるまち、ねじめ」を基本理念として、都市づくりを目指すこととし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

根占都市計画
都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念1
2) 地域毎の市街地像2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無2
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針3
① 主要用途の配置の方針3
② 土地利用の方針4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
① 交通施設の都市計画の決定の方針5
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針7
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
① 主要な市街地開発事業の決定の方針9
② 市街地整備の目標9
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
① 基本方針9
② 主要な緑地の配置の方針10
③ 実現のため具体的な都市計画制度の方針11
④ 主要な緑地の確保目標11

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画の都市づくりの基本理念

根占都市計画区域（以下「本区域」という。）は鹿児島県の大隅地域に位置し、指宿市を起点とし宮崎市を終点とする国道269号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っているとともに、大隅半島の玄関口にある根占港を有している。また、市街地は錦江湾に注ぐ雄川を中心とする沖積平野に形成されており、平野部を取り囲むように山々が連なり豊かな自然環境を有している。

本区域では、戦国時代から安土桃山時代にかけ盛んであった中国などとの交易によりミカンや、ローソクの原料となるハゼ等を取り入れ、現在の農業の基盤を形成するとともに、豊かな山や川、海を資源として農林業、漁業を基幹産業として発展してきた。

近年では温泉宿泊施設や屋内スポーツ施設の建設やイベントの開催など観光にも積極的に取り組んでおり、交流人口は年々増加し、南大隅地域の観光拠点として賑わいをみせている。

一方、中心市街地の求心力の低下や周辺部への市街地の拡大、人口の減少とともに高齢化等の課題を抱えている。

そこで、本区域が持つ本来の魅力を發揮し、さらに、自立的産業の育成や都市の再整備により、新たな魅力を創出するとともに、本区域のシンボルである緑豊かな山々や田畠と里山、雄川や錦江湾の水辺空間などの豊かな自然と人びとのくらしが共生できる環境の創出に努める必要がある。

このようなことから、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「緑輝く雄川とともに、いきいきと人が暮らし、
賑わいと魅力あるまち、ねじめ」

この基本理念を実現するため、次の3つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■ 人びとが行き交い活力あるまちづくり

根占港や温泉施設、スポーツ施設が集積する地区や行政サービス機能が集積する地区、並びに商業機能が集積する地区を適正に配置し、関連施設の誘導や再整備を図るとともに、新根占港など新たな拠点の形成に努め、相互の機能を補完することにより人びとが行き交い活力あるまちづくりを目指す。

■ いつでも豊かな自然環境と景観に逢えるまちづくり

緑豊かな山稜から美しい田畠、里山を経て錦江湾へ流れる雄川、その全てが本区域のシンボルである。この自然環境、景観

の保全を前提として必要な整備や開発については充分に環境、景観に配慮することとし、未来に引き継いでいくことを目指す。

■ 暮らすことによる魅力と安心を感じるまちづくり

本区域には静かな生活環境が整っている。しかし、供給処理施設や福祉施設、防災対策などが十分整備されているとは言えないため、日常生活に密着した生活関連施設や制度の充実とともに、河川の改修などを図り、人びとが健康で安心し、自らのまちを誇りに思えるまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 川北中心部地域

広域都市軸である国道269号を基幹道路とし、本区域の中心地区として位置づけられる川北中心部地域は、中心市街地としての機能を拡充するため、土地の有効利用を進めるとともに、道路整備や面整備等による計画的な市街地の整備を図り、都市機能の再生と新たな魅力の創出及び安全で快適に暮らせるまちづくりを図る。

また、市街地内を流れる雄川などを活かした、個性あるまちづくりを目指す。

② 川南中心部地域

根占港や県道根占港線を基幹施設とし、温泉施設や屋内運動施設を有するとともに、新たな福祉施設が計画されている川南中心部地域は、根占港を中心とする海の玄関口として、流通機能を拡充するとともに、温泉施設やスポーツ施設などを活用し、区域内外の人びとの交流や健康づくりの拠点としての機能を創出し、本区域の新たな顔となるまちづくりを目指す。

③ 川北・川南周辺部地域

豊かな自然と集落が一体となり里山として豊かな自然環境、都市景観を有する川北・川南周辺部地域は、保全を前提としながら地域の個性を活かしたまちづくりを目指すとともに、他地域への道路網ネットワークの形成や公園などの都市基盤整備に取り組み、安全・快適で自然と共生した居住環境の形成を目指す。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は年々減少しており、今後も減少傾向で推移すると予測される。

近年の新築件数に見る市街化の動向については、その量は横這いである。また、良好な環境を有する市街地の形成については、既成市街地及び周辺低未利用地を中心に適正な都市基盤整備を行

うとともに、地域地区等の都市計画制度の活用による土地利用の規制・誘導等で、良好な都市環境の形成を図ることが可能であり、本区域における急激かつ無秩序な市街地の拡大はないものと判断される。

一方、緑地等自然的環境の整備又は保全については、その他の都市施策の運用や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制との連携により、適正な自然的環境の保全が可能である。

以上により、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

国道 269 号を中心とする沿道域は、本区域の中心的商業機能を担う地区として位置づけ、住民の日用品需要に対応する商業地としての整備を図る。

根占港の後背地の温泉宿泊施設や屋内運動施設が集積する地域は、本区域の観光・レクリエーション機能を担う地域として、新たな商業施設や観光施設を集積させ、活力ある地域として整備を図る。

また、役場や図書館、保健センターなどの公共施設や商工会館などが集積する地区を、住民の生活を支えるサービス機能を担う業務地として位置づけ、整備を図る。

b 流通業務地

根占港周辺については、流通業務地として位置づけ、産地と直結した水産品の加工等の新たな産業の創造を図る。さらに、海上交通と国道 269 号の陸上交通との結節点となる物流拠点として位置づけ、整備を図る。

c 住宅地

住宅地については、多様な住宅の供給、居住環境整備を図り、定住を促進するような活力と魅力ある住空間の形成を図る。

特に、既存の住宅地においては、公園の配置や土地区画整理事業等による都市基盤整備とともに、用途地域や地区計画等の土地利用の誘導策により、安全で良好な住環境を有する住宅地として整備を図る。

また、既存住宅地の周辺においては、豊かな緑や景観を活用し周辺環境と生活空間が共生する環境共生型の住宅地として整備を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

国道 269 号沿道域については、中心市街地活性化法の適用や土地区画整理事業等の基盤整備を検討し、市街地の再編を目指すとともに、まちづくりと一体となった商店街の活性化を図り、商業機能の拡充に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

^{まち}町地区的住宅密集地については、生活道路や公園等の基盤整備を進め、居住環境の向上、防災上の課題の解消を図る。また、建築物に関しては老朽化家屋の建替・修復や共同化等の環境整備に努める。

c 都市内の緑地又は都市内の風致の維持に関する方針

護国神社、諏訪神社周辺緑地は、中心市街地に隣接する緑地であり、「大くす」など地域を特徴づける自然が形成されている。これらの地区については、風致地区指定などを検討し、地域と密着した緑地として保全を図る。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

e 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、市街化を抑制し、災害の未然防止に努める。

雄川周辺の諏訪地区については、浸水被害が度々おきているため、排水路の整備を進めるとともに、面整備等の基盤整備による嵩上げ等、抜本的に災害に強いまちづくりを目指す。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

雄川周辺については、自然景観を最大限に守りながら、自然共生型の環境整備を図る。また、本区域内の森林等についても、隣接する自然公園区域と連携を図りながら、市街地開発による影響を抑制する規制・誘導に努め、本区域のシンボルである、山と海と川が織りなす緑豊かな自然環境を保全する。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、南北方向の国道269号、東西方向の県道池田根占線^{へづかねじめ}、県道辺塚根占線が位置している。また、大隅地域南部と南薩地域を連絡する根占港を有している。

本区域では、国道269号を中心に南北方向のアクセス機能の整備が進められ、近年では、大隅地域の中核的な都市である鹿屋市への通勤・通学者は増加傾向にある。また、産業面においても本区域を含め大隅地域南部の観光地としての開発が進み交通量は増加傾向にある。

このため、本区域では、国道269号及び根占港と区域外東部の地域高規格道路大隅縦貫道とを結ぶ広域的な東西方向のアクセス機能の拡充や、都市内発生交通の円滑な処理及び環境問題、高齢社会への対応として、バスなどの公共交通機関の充実、機能分担が必要である。

また、求心力が低下している既存の商店街においては、それに対応する駐車場の整備が必要である。

このような状況を踏まえ本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 交通需要への対応、良好な市街地の形成、都市の適正かつ合理的な土地利用の促進、災害時の避難路等防災面の視点を踏まえ、交通施設を総合的に配置する。
- 交通施設の整備においては、歩車道分離による歩行者空間の確保及びユニバーサルデザインに配慮した都市空間の形成を図る。
- 今後、さらに進行する高齢社会、増加する交通量からバス路線の充実等に努め、公共交通機関への適正な機能分担のもとに、総合的な交通体系の確立を図る。
- 駐車場整備における公共、民間の役割分担に留意しながら、適正な規模の駐車場を配置する。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域については、国道 269 号を主軸として広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、以下の方針で道路を適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	<p>本区域の円滑な交通の流れと、区域外へのアクセスの向上を図るため南北方向に 1 路線、東西方向に 2 路線を主要幹線道路として配置し整備を図る。</p> <p>南北軸：</p> <p>国道 269 号</p> <p>東西軸：</p> <p>県道池田根占線</p> <p>県道辺塚根占線</p>
都市幹線道路	<p>都市内の発生交通を円滑に処理し、中心市街地あるいは主要幹線道路と周辺集落のアクセス機能を拡充するとともに、都市内の各施設を連絡し適正かつ合理的な土地利用の形成を図る路線として配置し整備を図る。</p> <p>東西軸：</p> <p>(仮)臨港道路</p> <p>町道(仮)川北山手線</p> <p>町道(仮)龍渕寺寺越線</p> <p>町道(仮)塩入横別府線</p> <p>南北軸：</p> <p>町道(仮)古殿加治町線</p> <p>町道(仮)中央線</p> <p>町道(仮)川南山手線</p>

イ 駐車場

種 別	配 置 の 方 針
駐車場等	現在、中心市街地には共同駐車場がないため、自動車による来訪者は、商店街に立ち寄りにくい状況となっている。このため、今後、中心市街地の再生を目的として、新たな駐車場整備の手法を検討し整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な事業は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	主要幹線道路の整備： 国道 269 号

	県道辺塚根占線
--	---------

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、現在、合併処理浄化槽による生活雑排水対策に取り組んでいる。しかし、近年の都市型社会の進展や環境に対する意識の高揚により、総合的な生活雑排水等処理対策が必要とされている。

このため、本区域では、「鹿児島県下水道等整備構想」との整合を図りながら、公共下水道による処理区域を設定し、公共用海域の水質保全や地域の生活環境の改善を図る。

また、公共下水道の処理区域に包括されない集落、住宅については農業集落排水等との連携や合併処理浄化槽の設置を継続する。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域の都市構造や特性に配慮した総合的な生活排水対策について調査研究を進め、概ね10年内には、調査に着手し公共下水道の全体処理区域を検討する。

また、本区域内の普及率100%を目標として、公共下水道に包括されない地区については、農業集落排水事業や合併処理浄化槽等の関連事業との連携を図る。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等により総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

鹿児島県公共下水道等整備構想との整合を図りながら、関連する様々な生活排水対策事業を効率的且つ適切に計画し、本区域の総合的な排水対策を確立する。

イ 河川

本区域には、雄川、馬場川等の河川がある。このうち雄川については、治水上の安全を確保するため、計画的な治水対策を進める。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主な事業は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	公共下水道事業調査
河 川	二級河川 雄川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設等の公共公益施設は、都市機能の向上と良好な生活環境の保持、向上を図るため、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な配置に努める。

また、高齢社会への対応や、全ての住民が安心して生活できる環境形成に必要な施設の配置を検討する。

b 主要な施設の配置の方針

ア 汚物処理施設

本区域においては、現在、広域行政により汚物処理を行っているが、広域的な枠組みの中で住民との連携を図りながら、環境への配慮、住民の生活水準向上を目的として、既存施設の機能を維持し必要に応じ拡充を図る。

イ ごみ処理施設

本区域においては、現在、広域行政によりごみ処理を行っているが、広域的な枠組みの中で住民、事業者との連携を図りながら、環境への配慮、住民の生活水準向上を目的として、施設のあり方や適正な配置について検討する。

また、より利便性の高い生活環境の創造を目指し、ごみの減量化やリサイクルなど、地域住民と行政、ソフトとハードの連携により良好な都市環境を確保する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を実施する施設は特にならないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の中心市街地は国道 269 号の沿道域を中心として形成されている。しかし、近年では郊外型店舗の進出や車社会への対応の遅れなどによる求心力の低下や豪雨の際の浸水により、市街地の再編と活性化や災害に強い市街地の形成が必要とされている。

また、狭あいな道路の確認される住宅地では、快適で安全な居住環境形成が必要とされている。

このため、住民ニーズの高度化、多様化に対応した中心市街地の再編を目指すとともに、まちづくりと一体となった商店街の活性化と災害に強い市街地の形成を目指し、土地区画整理事業等の面整備とともに、地区計画等の導入を検討する。

また、減少している人口に対し、定住を促進するため本区域の豊かな自然を活かした環境共生型住宅地の開発を進める。

上記方針に基づき、良好な市街地形成を図る主要な地域は次のとおり。

地区名	整備方針
下町・諏訪地区	土地区画整理事業の調査、関係住民との調整等を早期に着手し、住民とともに機能的かつ安心して快適に暮らせる市街地の形成を図る。

③ 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域では、国道 269 号沿道を中心として既成市街地が形成され、それを取り囲むように集落と農地が広がり、さらにその後背地には広葉樹林と温暖な気候を利用した果樹園が山裾まで達しており、美しい田園風景と自然景観を形成している。また、本区域南部に隣接して自然公園区域（霧島屋久国立公園）が指定されている。

今後、これらの自然的環境の保全を図りつつ、個性と魅力にあふれたまちづくりを進める。また、スポーツ、レクリエーション需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対処するため各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概 要
ア 環境保全系統の配置	区域全体	本区域は山と海と川が織りなす緑豊かな自然環境を有している。これらの自然環境を最大限に保全するとともに、自然共存型の環境整備を図る。
	周辺丘陵地 川北・川南 周辺地区	森林地域に指定されている周辺丘陵地は、自然環境や防災上の役割はもとより、都市景観においても重要な役割を担っている。今後も、市街地開発による森林への影響を抑制し、その保全を図る。
	雄川	中心市街地を流下する雄川は、本区域の都市景観のシンボル的な役割を担っている。このため、自然環境、景観、生態系に充分配慮し、保全に努める。
イ レクリエーション系統の配置	区域全体	近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため、日常生活に密着した公園や緑地を適正に配置する。また、雄川の水辺空間を充分活用できるレクリエーション系統の配置を図る。
	雄川	市街地部の雄川の両岸には河川緑地等を利用した遊歩道の整備や、隣接して公園を整備するなど、水と緑の回廊として親水性の高い機能的なネットワークを形成する。 区域内上流部は水辺の親水性を確保し、豊かな自然植生や水辺生物と住民がふれあえる自然型親水空間の整備を図る。
	根占港周辺	根占港周辺は、海上交通の拠点だけでなく、貴重なウォーターフロント空間でもあることから、緑地等を配置し、生活に密着した海や港を活かした魅力ある空間形成に努める。また、水辺に親しむ空間の形成を図る。
	市街地内緑地	若宮神社、諏訪神社の背後に広がる緑地については、都市内の緑地として風致地区の指定、遊歩道整備等の整備など本区域のシンボル的存在、住民の憩いの場として保全する。
	ネッピー館 ふれあいドーム	川南地区の温泉宿泊施設「ネッピー館」屋内競技施設「ふれあいドーム」は、本区域のレクリエーション拠点の各施設として、その有効利用を図る。

ウ 防災系統の配置	区域全体	<p>急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域については、市街化の抑制に努め、災害の未然防止を図る。</p> <p>保安林等については、災害防止、水源かん養地のため保全を図る。</p> <p>また、防災対策の一環として避難地、避難路、緑地等を配置し都市内のオープンスペースの確保を図る。</p>
エ 景観構成系統の配置	区域全体	<p>本区域は山と海と川が織りなす緑豊かな自然環境を有していることから、これらの美しい自然景観を最大限に保全するとともに、海と川と山の自然環境を満喫できる自然共存型の景観整備を進める。</p>

③ 実現のための具体的な方針

公園については、既存施設の目的や利用状況を明確にし、都市公園として位置づけるとともに、機能の拡充を図る。また、必要に応じ新たな都市公園を配置するなど、誘致距離や目的に応じ都市内に適正に配置することを目指す。

また、社寺周辺や、一体となって住環境を形成している樹林地、街並みのシンボルとなっている樹木については、風致地区や条例による保存樹等の指定による保全を必要に応じて検討するものとする。

④ 主要な緑地の確保目標

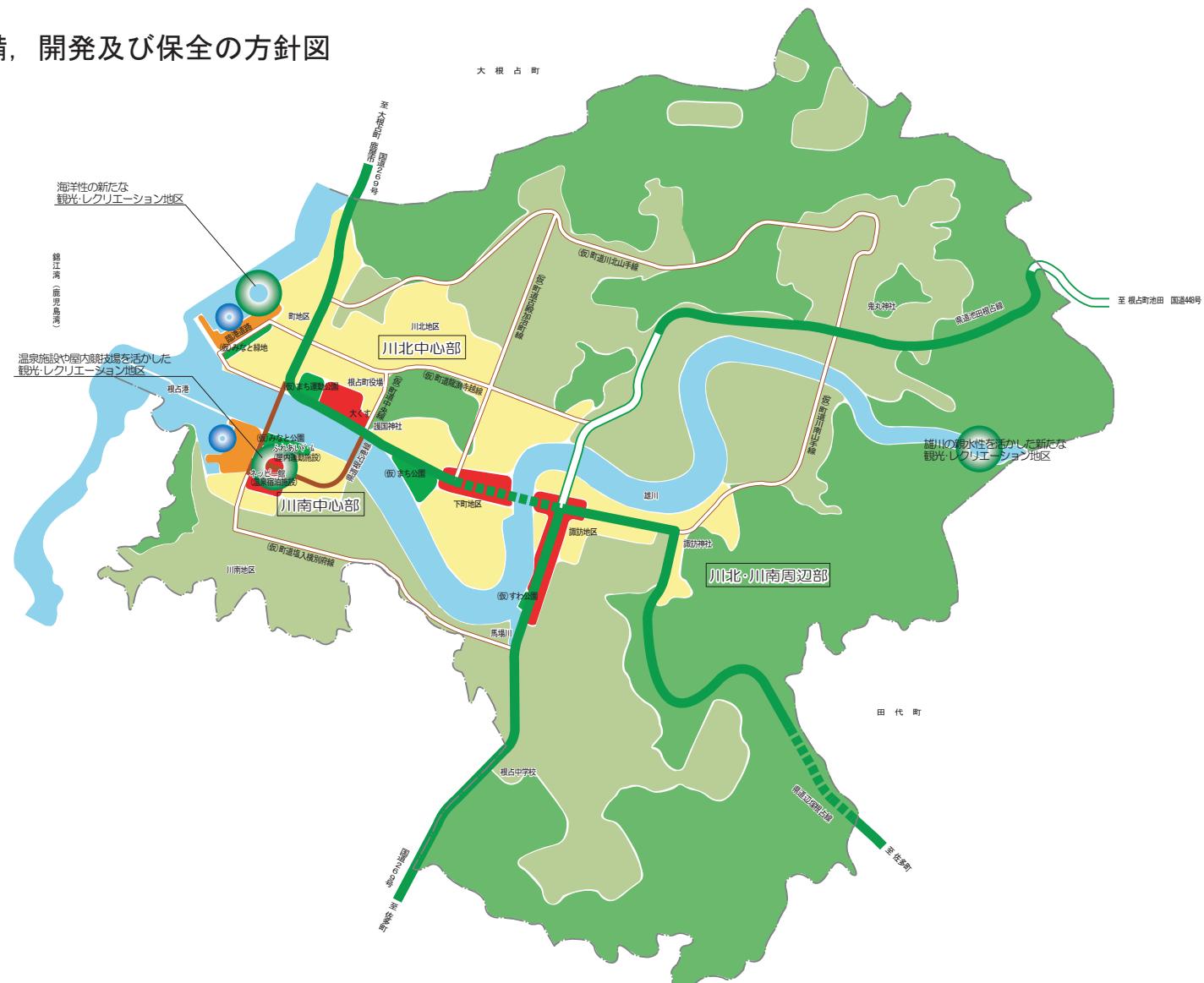
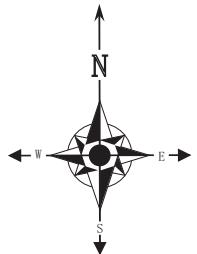
a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね 10 年以内に整備を予定する公園等の公共空地はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね 10 年以内に指定予定の緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

根占都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注①) この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。

注②) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例

■ 商業・業務地	● 港湾・漁港・空港・飛行場	■ 主要幹線道路(概ね整備済み)
■ 流通業務地	■ 河川・海・湖沼	■ ■ ■ ■ 主要幹線道路(概ね10年以内に整備)
■ 住宅地	— 都市計画区域界	■ 主要幹線道路(概ね10年以後)
■ 農業ゾーン	● 公園・緑地	■ 都市幹線道路(概ね整備済み)
■ 樹林地ゾーン	● 観光・レクリエーション地区	■ 都市幹線道路(概ね10年以後)